

平成18年度 全国市町村情報管理主管課長会 役員会

会 議 次 第

平成19年2月14日（木）14：00～15：30

地方自治情報センター 7階特別会議室

1 挨拶

全国市町村情報管理主管課長会長 坂 卷 賢 司
(高崎市市長公室情報政策課長)

2 出席者紹介

3 議 題

(1) 平成18年度事業実施状況について

(2) 役員の任期について

(3) 平成19年度事業計画（案）について

4 その他

全国市町村情報管理主管課長会 役員会
出席者名簿

(順不同)

	団体・役職名	備考
役員	秋田市企画調整部情報政策課長	欠席
	高崎市市長公室情報政策課長	
	浜松市企画部情報政策課長	
	洲本市情報政策部長	
	福山市企画総務局企画部情報政策課長	欠席
	長崎市企画部情報システム課長	
	東京都日の出町庶務課長	欠席
	富山県朝日町総務課	代理出席
	香川県三木町政策情報課	代理出席
	島根県斐川町参事	
事務局	地方自治情報センター情報調査部長	
	〃 情報調査部上席	
	〃 情報調査部参事	
	〃 情報調査部主任	

I 平成18年度事業実施状況について

1 役員会議

開催日	出席者	主な議題
平成18年6月22日(木)	6名	・平成18年度事業実施 ・役員任期・副会長の選出等
平成18年2月14日(木)	7名	・平成18年度事業実施状況 ・平成19年度事業計画(案) ・役員任期

2 会員状況(平成19年2月1日現在)

1, 271団体(市702、町477、村92)

※1, 259団体(市696、町473、村90:平成18年6月1日現在)

3 活動の状況

(1) セミナーの開催

オフラインである集合研修を実施することにより全国市町村情報管理主管課長会(以下、本会という)の活性化及び、本会の会員以外の市町村(財)地方自治情報センター会員未加入市町村)にも参加を呼びかけ、セミナーで本会の紹介を行うことにより、本会への参加のきっかけを作ることを目的に(財)地方自治情報センター主催の「電子自治体ITセミナー」と共催で開催を行った。

協賛:総務省、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会、財団法人全国市町村振興協会

①ブロックセミナーの開催(資料1参照)

全国8箇所で「ブロックセミナー」を開催した。

開催地:札幌市(北海道)、郡山市(福島県)、前橋市(群馬県)、岐阜市(岐阜県)京都市(京都府)、鳥取市(鳥取県)、佐賀市(佐賀県)那覇市(沖縄県)

参加者数計:616名

②中央セミナーの開催

平成18年6月の役員会では、計画していなかったが、平成19年3月7日(水)東京都港区で「電子自治体ITセミナー」の開催が決定した(資料2参照)。そこで、本会の「中央セミナー」と位置付け開催する。

※平成17年度は「中央セミナー」を(社)日本経営協会と共催で以下のとおり開催。

日時:平成17年11月9日(水)~10日(木) 10:00~17:00

会場:「グランドヒル市ヶ谷」(東京都新宿区市谷本村町4-1)

参加者:地方公共団体職員・民間企業

計155名(11月9日(水)75名、11月10日(木)80名)

参加費:無料

内容:自治体事例発表と企業プレゼンテーション

(2) 本会専用コーナー（ホームページ）での活動

①ホームページでの活動（資料3参照）

本会専用コーナー（ID・パスワードによる認証）で情報提供・交換を行っている。

②Eメールでの情報発信

23回配信した（総計47回配信：平成19年2月5日現在）。

③平成19年度本会専用コーナー（ホームページ）のアクセス数

総計47,659のアクセスがあった。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
5,624	3,887	8,978	5,859	3,678	2,278	2,721	2,053	1,969	10,612	-	-	47,659

(3) メールアドレスの登録・確認について

メールアドレスの登録・確認についての依頼（平成18年6月の役員会承認）を平成19年3月に行い、平成19年4月1日の状況で登録を行う（資料4参照）。

①現在のメールアドレス登録状況（平成19年2月1日現在）

登録団体：1,146団体（会員1,271団体 登録団体約90%）

登録アドレス：1,214アドレス

②メールアドレスの利用方法

a メールマガジン

本会セミナーの案内及び専用コーナーの充実及び多くの本会会員のアクセスを促進するための情報等をメールマガジンにより事務局から配信している。

b 名簿

会員各市町村の情報管理部門のメールアドレスが掲載されている名簿を専用コーナー内で公開し、会員相互の利用を図っている。

II 役員の任期について

浜松市が平成19年4月1日政令指定都市となり、本会の役員から退任。

また、平成19年度は以下の「役員会申し合わせ事項」のとおり役員改正を10月に実施予定（役員名簿・会則は資料5参照）。

【役員会申し合わせ事項】

1 平成14年度役員会（平成15年2月5日開催）

平成14年10月18日に開催された設立総会において選出された本会役員については、会則第7条第3項において「地方自治情報センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てる」と規定されており、さらに会則第7条第4項において「役員の任期は地方自治情報センター評議員の任期に準ずる」と規定されている。

地方自治情報センター評議員の任期は2年となっており、任期切れは市が平成15年7月31日、町村が平成15年9月9日となっており、任期が異なっている。

ついては、本会会則第7条第5項において「役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、後任の役員の任期は前任者の残りの期間とする」に沿って、新役員が決定するまでの間を現在の役員がその職務を行うこととする。さらにより円滑な運営・引き継ぎを行う目的から新旧役員会を10月上旬に開催し、その開催日まで現在の役員の任期とし、開催日以降に新役員の任期とする。

なお、以降の役員改選においても同様とする。

2 平成15年度役員会（平成15年6月12日開催）

会長・副会長の任期は、役員の任期に準ずる。なお、会長・副会長の任期途中において、当該情報管理主管課長が交替した場合は、後任課長がその任にあたるものとする。

Ⅲ 平成19年度事業計画（案）について

1 役員会

(1) 役員会議

年2回開催（細則第2条第2項）

なお、平成19年度は役員の任期満了の年であり、10月開催の新旧役員会を1回目の役員会とする。

- ・第1回 平成19年10月開催予定（平成19年度事業実施状況及び会長・副会長の選任等）
- ・第2回 平成20年2月開催予定（平成19年度事業実施状況及び平成20年度事業計画）

※地方自治情報センター評議員会の日程に併せて開催することを基本とするが、役員団体の議会日程等を考慮して日時については、別途調整を行う。

2 活動計画

平成18年度に「ブロックセミナー」を開催し好評を得たので、平成19年度も「電子自治体ITセミナー」との共催でセミナーを開催するなど普及活動を強化する。また、以下のとおり会員への情報提供に重点を置くこととする。

【19年度重点計画】

(1) メール配信の強化

より多くの情報を提供するため、配信回数等を増やしていく。

(2) セミナーの開催

本会専用ホームページでのオンライン会議に加えて、オフラインである集合研修を引き続き実施する。また、本会の会員以外の市町村（センター会員未加入市町村）にも参加を呼びかけ、本会への加入促進を行う。

①平成19年度セミナー開催予定

東京都区内で1回、全国8回（箇所）を予定。

②プログラム（案）

プログラムは、午前・午後的一天（10:00～16:00）とする。

a 午前 講演（総務省等）

「IT新改革戦略とオンライン利用促進」、「共同アウトソーシング事業の現状と今後」他、国関係のIT戦略や施策についての講演を行う。

b 午後 事例紹介（地方公共団体等）

都道府県、指定都市、市区町村の職員（2～3団体）による事例発表を行う。

③案内方法

本会のメール及び本会に登録してある各団体の情報管理部門のメールアドレスあてに開催案内を送信することとする。

あわせて、LASDECメールマガジンでも案内をすることとする。